

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月5日 10時45分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市家島町男鹿島北西方沖 家島港北防波堤灯台から真方位106°1.2海里（M）付近 （概位 北緯34°40.7 東経134°33.9）
事故の概要	漁船漁栄丸は、南西進中、また、プレジャーボートワンピースは、漂泊中、両船が衝突した。 ワンピースは、船長及び同乗者が負傷し、船首部の脱落を生じ、また、漁栄丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 漁栄丸、8.5トン HG2-3991（漁船登録番号）個人所有 14.95m（Lr）×3.00m×1.08m、軽合金 ディーゼル機関、540kW（動力漁船登録票による）、昭和62年3月15日 B プレジャーボート ワンピース、1.8トン 260-47623兵庫、（有）川崎商会 5.78m（Lr）×2.21m×1.20m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成25年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年2月21日 免許証交付日 平成29年8月14日 （令和4年11月15日まで有効） B 船長B 59歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年9月02日 免許証交付日 平成30年6月29日 （令和5年9月1日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷4人(船長B、同乗者B ₁ 、同乗者B ₂ 、同乗者B ₃)
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船首部の脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、船びき網漁に従事する漁獲物運搬船で、船長Aほか2人が乗り組み、漁獲物の水揚げを行った後、令和2年9月5日10時25分ごろ家島町坊勢島坊勢港に向けて姫路港妻鹿区を出航した。</p> <p>A船は、乗組員2人が船尾の甲板上で休憩し、船長Aが操舵室で腰を掛け、リモコンによる手動操舵による操船で、約2.4ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で播磨灘を南西進していた。</p> <p>船長Aは、視界が良かったのでレーダーを停止し、男鹿島北方沖の宇和島を左舷船首方に見ていたところ、‘家島町家島及び男鹿島間の水路’(以下「本件水路」という。)が宇和島の島陰になっていたが、毎日、同じ時間帯に航行しており、宇和島北方沖に釣り船1隻のほかにも他船を見掛けなかったため、前路の本件水路周辺に釣り船が少ないと予測して航行を続けた。</p> <p>船長Aは、10時43分ごろ宇和島北方沖で左舵を取り、その後、左舷船首方の‘男鹿島の北西岸にある建物’(以下「本件建物」という。)付近が光って見えたので確認しようと本件建物付近を見ていたところ、10時45分ごろ衝撃を感じてB船を認め、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、直ちに減速して船尾方を振り返り、海面に浮かぶ人影を認め、急いで反転してB船に接近し、損傷状況及び負傷状況の確認を行い、船首部が折損していたB船が沈まないように係留索をとり、B船の乗船者4人をA船に移乗させた。</p> <p>船長Aは、船長Bが海上保安庁に本事故の発生を通報していたので、自ら海上保安庁には通報せず、自宅及び所属する‘漁業協同組合’(以下「本件漁協」という。)に本事故の発生を電話連絡した。</p> <p>A船は、航行可能であり、来援した巡視艇1隻にB船の乗船者4人を移乗させ、来援した本件漁協の僚船にB船のえい航を依頼し、別の巡視艇の指示により、自力で男鹿島に向かい、その後、坊勢島に帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、‘知人である同乗者3人’(以下「同乗者B₁、同乗者B₂、同乗者B₃’)という。)を乗せ、釣りの目的で05時30分ごろ‘宇和島西方沖から男鹿島北方沖付近の釣り場’(以下「本件釣り場」という。)に向けて‘相生市所在の係留所’(以下「本件係留所」という。)を出発した。</p> <p>B船は、06時00分ごろ本件釣り場に到着し、機関を停止して漂泊状態とし、船首から船尾に向かって同乗者B₁、同乗者B₂、同乗者</p>

	<p>B₃及び船長Bがそれぞれ同じ舷側に並び、流し釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、10時40分ごろ、船首方を西北西方に向けた状態で、右舷側に4人が並んで釣りをしていた際、宇和島北東方沖から接近するA船を初認したものの、A船がB船の船首方を通過するように視認したのでA船がB船に向かってくることはない判断し、釣り竿の先端及び‘魚群探知機’（以下「魚探」という。）を見て釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、ふと右舷方を見たところ、A船が至近に迫っており、右舷船首部付近に衝突の危険を感じたので、自ら、機関を始動させようと操舵スタンドに駆け寄ると同時に、同乗者B₁、同乗者B₂及び同乗者B₃に「飛び込め」と叫んだ。</p> <p>B船は、同乗者B₁、同乗者B₂及び同乗者B₃がB船の右舷船尾方の海面に飛び込んだ直後、右舷船首部にA船の船首部が衝突し、船首から両舷約2mの範囲で船首部が折損した。</p> <p>船長Bは、船体の揺れが落ち着いた後、同乗者3人をB船に引き揚げたのち、同乗者B₁、同乗者B₂及び同乗者B₃と共にA船に移乗し、11時05分ごろ本事故の発生を118番通報した。</p> <p>B船は、巡視艇が到着後、本件漁協の僚船によってえい航され、船長Bがふだん修繕に利用している^{あこ}赤穂市所在のマリーナへ向かっていた途中、船首部が脱落して船尾部まで水没したものの、同マリーナに着いたのち、上架された。</p> <p>船長B、同乗者B₁、同乗者B₂及び同乗者B₃は、巡視艇で本件係留所に向かい、各自、自家用車を運転して、相生市所在の病院に行き、船長Bが腰部挫創等、同乗者B₁が左大腿打撲傷等、同乗者B₂が左大腿挫創等、同乗者B₃が左母指捻挫とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 本件漁協の僚船にえい航されるB船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、男鹿島、宇和島及び本件水路周辺に、毎年9月頃に釣り船が多く集まることを知っていた。</p> <p>海図によれば、宇和島は、男鹿島の北方沖0.2M付近に位置し、東西2島で構成される島で、標高はそれぞれ2.6m及び3.4mである。</p> <p>船長Bは、釣りをしながら周囲の状況について確認していたところ、姫路港 - 家島諸島の定期船及び漁船が本件水路を通航していたが、どの船もB船に近づくことなく通過していた。</p> <p>船長Bは、本事故直前のB船の速力について、0.0knと表示されていたのを魚探の画像で確認していた。</p> <p>B船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、男鹿島北西方沖において、南西進中、船長 A が、前路の本件水路周辺に釣り船が少ないと予測し、左舷船首方の本件建物付近を注視しながら航行を続けたことから、B 船に気付かず、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長 A は、宇和島北方沖で左転する際、男鹿島及び宇和島周辺に釣り船が集まっていなかったことから、前路の本件水路周辺に釣り船が少ないと予測したものと考えられる。</p> <p>B 船は、男鹿島北西方沖において、船首を西北西方向に向けて漂泊中、船長 B が、A 船を認めた際、A 船が B 船に向かってくることがないと判断し、釣りをしながら漂泊を続けたことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長 B は、A 船が B 船の船首方を通過するように視認したことから、A 船が B 船に向かってくることがないと判断したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、男鹿島北西方沖において、A 船が南西進中、B 船が漂泊中、船長 A が、前路の本件水路周辺に釣り船が少ないと予測し、左舷船首方の本件建物付近を注視しながら航行を続け、また、船長 B が、A 船を認めた際、A 船が B 船に向かってくることがないと判断し、釣りをしながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、他船及び障害物がないと思わずに周囲の見張りを行い、前路の安全を確認すること。 ・ 船長は、漂泊中、他船の接近を認めた場合、他船の接近に十分注意し、機関を始動して航走を開始し、安全な場所に移動するなどの避航措置を採ること。

図1 事故発生経過概略図

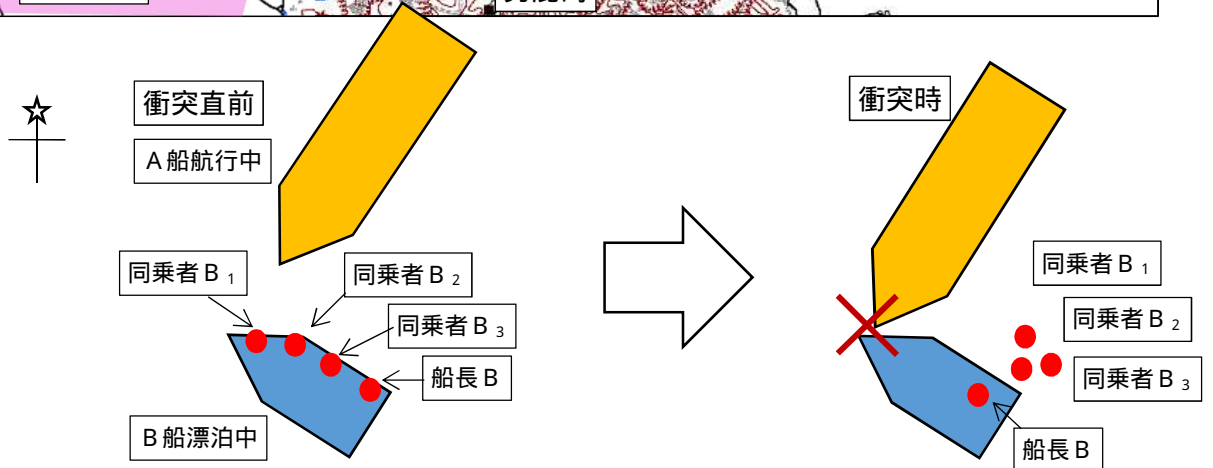
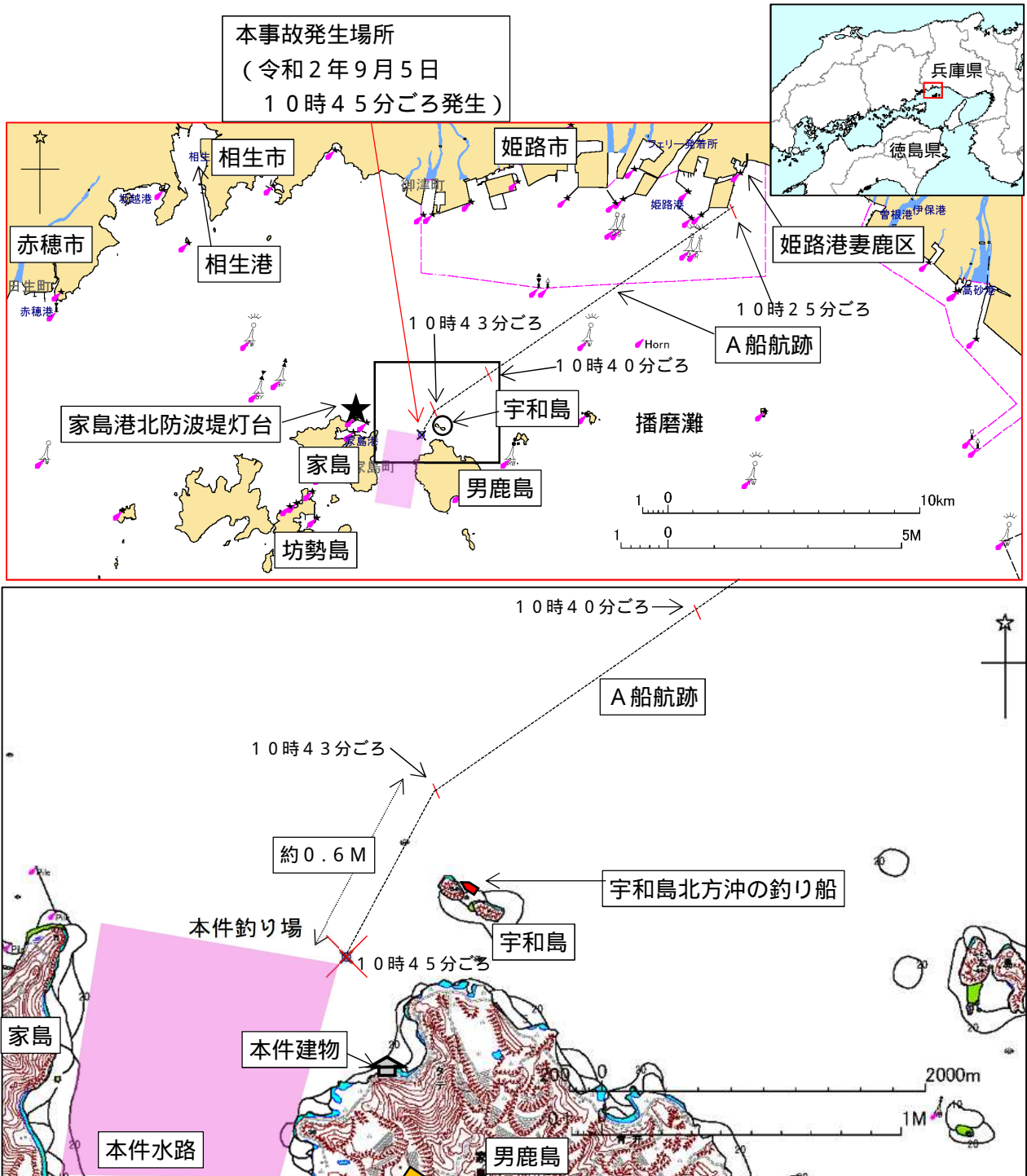


写真1 A船



写真2 B船



写真3 本件漁協の僚船にえい航されるB船

